

○ 付議事案「薬剤師国家試験の受験資格を取得するための大学院博士課程のコースにおける一部期間の奨学金申込みを認めてほしい。」

第 118 回会議

1. 開催日 令和 4 年 11 月 30 日（水）
2. 場所 大阪合同庁舎第 2 号館 7 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、白井委員、白國委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
 - ・ 今回のコースでは、成績にかかわらず、必然的に 4 年間在学する必要があるため、学生が 4 年間奨学金を必要とした場合は、貸与するというのが本来の姿ではないかと思う。機構は、「大学からの申出により」などの条件を付けずに、奨学金を受ける資格はあると言い切ってよいのではないか。他の学部にも類似の状況があり比較検討が必要とは思いますが、こういった形で相談事例があった以上、今回のコースについては検討を求めたい。
 - ・ 今回のコースは経過措置であり、将来、永久に続いていく制度をどうするかという検討ではないため、経過措置は経過措置として救済されればよいと考える。
 - ・ 日本学生支援機構は、現状のホームページ掲載内容を、もう少し分かりやすくする必要がある。また、同機構は、今回の付議事案に関する内容についても、もう少し前向きに学生・大学関係者への周知をすべきと考える。
 - ・ 日本学生支援機構は他学部・類似のコースとの整合性も踏まえながら検討することが予想され、すんなりと実現するかといえば、難しいのではないかとと思われる。ただ、こちらから意見を申し上げる意義はあると考える。
 - ・ 奨学金制度は学生への経済的な面からの援助で、大学で奨学金を利用している学生が相当数いるなどの現状を見ると、こういった第一種奨学金の拡充や発展も必要ではないかと思う。
今回の事案を含めて、そういったところに先々結びつけられるような提案を視野に入れて、あっせんの方向で進めてもらいたいと考える。

(当局ホームページ：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)